

会 議 録

会議の名称	第3回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	令和元年10月30日(水) 9時57分～11時5分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	蓑輪 靖博(会長) 竹本 安伸(副会長) 川満 佳代子 東 隆也 湯村しおり
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 大洲 麻紀
会議次第	1 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて(諮問) ② 保有個人情報等の取扱いについて(報告) ③ 個人情報取扱事務の届出について(報告)
会議の概要	1 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 ② 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 ③ 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長 事務局・子ども家庭課 会長 委員 子ども家庭課 委員 子ども家庭課	<p>議事①保有個人情報等の取扱いについての諮問、子ども育成課の目的外利用について事務局より説明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 諮問に至った背景とこれは今回初めてなのかを教えてほしい。</p> <p>状況確認については、以前から各機関が把握できる範囲の中で行っていた。昨年虐待の事例などがあって、国は緊急調査を行っている。調査の方向性について、こちらも悩んでいたため、各自治体に確認したところ、深く突合させ状況を確認しているという状況が判明し、本市としてもきちんと行っていこうということで今回諮問するに至った。</p> <p>根拠法令として児童福祉法と地方自治法があげられているが、条文の中身を教えてほしい。また、対象の情報として必要最小限であるかという点だが、住所がはたして必要なのか。おそらく入所者側の住所にアクセスすることはないはず。住所がないと特定できないのかをお尋ねしたい。</p> <p>(地方自治法第245条の4第1項の条文を読み上げる) 国からの依頼である。 (児童福祉法第10条第1項の条文を読み上げる) 必要な実情の把握に努めることとなっていることから、実情の把握を行うものである。</p>

委員	住所については、未就園である児童の場合に、その住所に訪問等を行うため必要となる。
子ども家庭課	入所申込書兼児童台帳に記載されている児童については、訪問の可能性はないのでは。
委員	入所している児童の住所は必要ない。
事務局	どのくらいの情報があれば突合できるのか。宛名番号だけでできるのか。氏名、性別、生年月日でできるのか。宛名番号で氏名等の4つの情報が分かることになるのでは。
委員	宛名番号を取ると全部が出てしまうということか。
事務局	おそらくそう思う。
委員	必要最小限度で認められるものではないかと思うが。
事務局	同一人物であることが確認できるのであれば、確かに住所も不要になるのではないかと思う。
委員	同一性が確定できないのであれば住所も必要だと思うが。必要最小限度の情報で承認すべきだと思うので、どのくらいの情報が必要なのか。氏名と生年月日はおそらくないと無理。性別についても、同姓同名の方がいるかもしれないので必要では。
子ども家庭課	精査し住所は必要最小限の中で取扱うことになると思うが、宛名番号との関係が分からないため、回答ができない。
会長	最終的に目視しなければならぬ人については、住所を見るという手順がとればよいのでは。
委員	この斜線の図からいくと、台帳上の人に行くことはないのか。
子ども家庭課	はい。
委員	同姓同名で性別も生年月日も同一の人が生じた時に、住所で識別するかどうかという最後のライン。氏名、性別、生年月日で判明しない場合は住所も確認するという2段階のかたちではできないのか。
会長	必要最小限の情報で確認をして、それでも分からない場合は次の情報を見るという段階的なやり方であればよいのでは。
委員	承認の内容がそのようなかたちでもよいのか。
会長	最小限の情報ということなので、可能であれば、そのようにお願いしたい。
事務局	今宛名番号の性質について確認している。少し時間をいただければ回答できると思う。要するに、不明の子を抽出するために、現在通っている子どもの情報を収集し、それらの情報を除いたところで対象児童を把握するための作業ということである。
会長	簡単な情報で絞り込める場合はいいが、それでも分からない人が複数出てきた場合に、住所で特定するということか。
事務局	はい。
委員	これは毎年行われるものか。
子ども家庭課	毎年行う。
委員	今後はどうなるのか。報告のみか。
事務局	諮問は1度だけで、次回からは報告のみ。

会長	2 ページの 2 の (1) の ② に該当するかを特定していくと思うが、未就園だけでなく、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しているかどうかを確認をするということか。未就園であっても、サービスを利用している場合は除外するのか。
子ども家庭課	突合する中では、まず未就園のところを絞り込む。そこで確認がとれない子どもについては、要保護児童地域対策協議会を通してなんらかの支援が必要である子どもを把握したうえで、そこから違うサービスに繋がっているかどうかを確認する。
委員	乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていないかどうかは、この手続きによらず識別できるのか。
子ども家庭課	乳幼児健診については、3 歳までの子どもは母子保健担当で把握している。
委員	今の話は①のことか。
子ども家庭課	はい。
委員	①ではなく②のこと。②については、この手続きによらずに判別できるのか。
子ども家庭課	まず未就園の中で支援が必要な子どもを把握し、その後、要保護児童地域対策協議会の中で、法に基づく目的の中で行っていきたい。
委員	要保護児童地域対策協議会の中で分かるのか。
子ども家庭課	要保護児童地域対策協議会で調査をしていくようなかたちになる。
委員	利用していないかどうかの調査に入るということか。
子ども家庭課	はい。
事務局	宛名番号について説明する。
子ども家庭課	市民課へ確認したところ、突合する作業ということであれば、宛名番号だけで個人を特定できるとのこと。宛名番号で突合せたうえで、再確認をするために、確認できる項目として 4 情報もあげていたが、4 情報については、こちらで確認できるものがあるため、保有している情報で再確認を行う。最低限の情報ということであれば、宛名番号だけで可能である。
会長	そういうことであれば、宛名番号だけで処理してもらえれば問題ない。他に質問や意見はないか。
委員 全員	< なし >
会長	説明をありがとう。
子ども家庭課	(子ども家庭課退出)
会長	本件については、取扱いを了承してよいか。
委員	宛名番号に限定するという事か。
会長	宛名番号で特定できるということなので、宛名番号を使って特定作業をするならば認めるとする。よいか。
委員 全員	< 了承 >
会長	本件については、取扱いを了承するものとする。
会長	議事②保有個人情報等の取扱いについて事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明) 今回の報告については以上になるが、この報告に関する

<p>会長 委員</p>	<p>る質問をお受けした後に、前回委員の方から質問があった件について、報告をさせていただきたい。 質問や意見はないか。 アンケートの場合、利用期間が大体2ヶ月で切っているが、これは五月雨式にタックシールがいくのか。それともこの期間内の特定の日にまとめていくが、いつかが分らないため長く期間をとっているのか。</p>
<p>事務局 会長 委員全員</p>	<p>後者の方である。 他に質問や意見はないか。 <なし></p>
<p>会長 事務局</p>	<p>前回の審議会であった質問について、説明を。 前回ご指摘のあった件について説明する。2点ある。 (資料を配付) 1点目は、7月の審議会で報告した市民課の保有個人情報等外部提供報告書について。福岡保護観察所及び大阪労働局からの照会文書を見たいという要望があっていたため、市民課から取り寄せている。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>質問や意見はあるか。 保護司と派遣事業者の候補者について、情報を必要としていたのがこれで分った。理解した。</p>
<p>会長 委員全員 事務局</p>	<p>他に質問や意見はないか。 <なし> 2点目について説明する。 (資料を配付)</p>
<p>会長 委員</p>	<p>なぜ佐賀税務署が452件もの大牟田市保有の個人情報を求める必要があるのかについて質問があっていた。九州には、福岡国税局と熊本国税局があり、そのうち福岡国税局は福岡県、佐賀県、長崎県内の合計31の税務署を管轄しており、大牟田税務署もこの31の内の1つになる。保健衛生課が佐賀税務署に確認したところ、小倉、博多、佐賀、長崎の4つの税務署が残り27の税務署を分担して管轄しており、その中の佐賀税務署が大牟田税務署を管轄している。そのため、佐賀税務署が適正公正な課税事務を行う目的で、保健衛生課が保有する食品衛生関係事務の情報を照会してきたものと思われる。</p>
<p>事務局 委員 会長</p>	<p>質問や意見はあるか。 4税務署で他の税務署を管轄しており、佐賀が大牟田の担当だからということか。 はい。 了解した。</p>
<p>委員全員</p>	<p>行政機関の区割りは、都道府県で区切られているわけではない場合があるようだね。他に質問や意見はないか。 <なし></p>
<p>会長 事務局 会長 委員</p>	<p>議事③個人情報取扱事務の届出について事務局より報告を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 27ページの収集を制限する個人情報で、社会的差別</p>

事務局	<p>の原因となる社会的身分にチェックがある。この情報を収集する理由としては、申請の手続きの中で本人が提供するからか。それともよそから提供される可能性があるからか。</p>
委員	<p>8の①～⑥の個人情報については、原則本人から収集しなければならないとなっている。さらに⑥については、本人から収集する場合であっても、理由がないと収集できないセンシティブな個人情報の項目になっているため、法令等の規定や類型がないと収集できない。そのため、理由として類型の2-(5)としている。</p>
事務局	<p>2-(5)は、本人が提供するというのであれば、理由にならないのでは。社会的差別の原因となる社会的身分の情報がなぜ必要なのかこの類型ではよく分からない。</p>
委員	<p>嫡出子でないという情報など社会的差別の原因となる情報もこの事務の中で取扱うことになる。その情報は、給付や措置をするにあたって収集せざるを得ない必要な情報になるため、このようなかたちになる。</p>
事務局	<p>社会的差別の原因となる社会的身分の情報は、給付作業をするにあたって、必要な情報ということか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員全員	<p>他に質問や意見はないか。</p>
会長	<p><なし></p> <p>以上で審議会を終了する。</p>